

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

6時 22分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25367報)

2024年 2月22日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日5時38分、増設雑固体廃棄物焼却建屋で火災報知器が作動し、その後現場確認ができないため火災の可能性が否定できないと判断したとの連絡が緊急時対策本部に入りました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断時刻 5時38分 発生場所 増設雑固体廃棄物焼却建屋 発見者 当社社員 プラント設備への影響 確認中 双葉消防本部への連絡時刻 5時58分 <p>なお、3時37分に増設雑固体廃棄物焼却建屋5階の廃棄物貯留ピットの火災報知器が動作し、監視カメラで現場付近を確認したところ、現場火元なしを確認していたが、その後、水蒸気により現場確認ができなくなり、火災の可能性が否定できなくなったと判断をしたものです。現在、当社社員が現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。周辺モニタリングポスト等への影響は確認されておりません。</p> <p>【公表区分：C】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り・無し (注4)</p>
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事

象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

9 時 30 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / ())

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 6 8 報)

2024年 2 月 22 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 6 7 報にてお知らせした, 増設雑固体廃棄物焼却建屋での火災報知器の発報について, その後の状況をお知らせします。 火災報知器の作動により, 増設雑固体廃棄物焼却建屋の廃棄物貯留ピットに係わる防火シャッターが閉まっていることから, 今後, 廃棄物貯留ピット周辺のシャッターを開放し, 廃棄物貯留ピット内の状況を安全を確保しながら確認するため, 準備を進めています。なお, 公設消防は来所し, 待機しています。 また, 現時点で確認されている範囲では, 火や煙は確認されておらず, 周辺モニタリングポスト等への影響も確認されておりません。 【公表区分: C 続】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・ 無 (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 11 時 40 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 (/ 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 6 9 報)

2024 年 2 月 22 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 本日 1 1 時 1 2 分, 車両から油 (危険物) が漏えいしているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。 状況は以下のとおりです。 ・発見時刻 1 1 時 1 2 分 ・発生場所 発電所構外 協力企業棟西側駐車場 ・発見者 原子力規制庁検査官 ・漏えい範囲 約 3 m × 5 m 付近の側溝への流れ込み有 ・拡大防止処置 確認中 ・漏えい継続の有無 確認中 ・双葉消防本部への連絡時刻 1 1 時 2 4 分 現在, 現場状況を確認しており, 状況が分かり次第お知らせします。 なお, 付近に火気および可燃物がないことを確認しております。 【公表区分: C】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事

象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

12 時 20 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 7 0 報)

2024年 2月 22日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年 (平成 23年) 3月 11日 16時 36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 6 9 報でお知らせした, 協力企業棟西側駐車場にて確認された油漏えい事象について, その後の状況をお知らせします。 状況は以下のとおりです。 ・ 11時 50分 公設消防より「油脂類の漏えい事象」と判断されました。 ・ 11時 53分 漏えいした油はふき取りを完了し, 側溝内に流入した油は側溝内にとどまっておき, 当該箇所に吸着マットの設置を完了しました。 【公表区分: E】 油漏れの拡大がないことを確認したことから, 公表区分を「C」から「E」へ変更しました。
その他の事項の対応 (注 5)	※添付の有り・ (無し) (注 4) なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15時10分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 14)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25371報)

2024年 2月 22日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [2月22日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 2月21日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 2月21日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 2月21日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 2月19日、2月21日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 2月21日] ・海水分析結果<発電所から3km以内> [採取日 1月24日、2月21日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔)分析結果 [採取日 2月21日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注4)</p>
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(2/14)

- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2024年2月22日 11:00現在

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系： 2.6 m ³ /h CS系： 1.3 m ³ /h	給水系： 0.0 m ³ /h CS系： 1.3 m ³ /h	給水系： 1.9 m ³ /h CS系： 1.9 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1)： 15.2 °C 原子炉 SKIFT JOINT 上部 (TE-263-69H1)： 12.3 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2)： 14.7 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3)： 24.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R)： 26.0 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1)： 17.1 °C RPV幹部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1)： 16.8 °C	
原子炉格納容器 内温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A)： 14.8 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F)： 14.8 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B)： 25.0 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH2-16B (TE-16-114G#1)： 25.1 °C	PCV温度 (TE-16-002)： 15.8 °C 格納容器乾燥機排気温度 (TE-16-114F#1)： 16.5 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.21 kPa g	2.00 kPa g	0.52 kPa g	
窒素吸入流量 ※3	RPV (RVH-A)： - Nm ³ /h (RVH-B)： 16.94 Nm ³ /h (JP-A)： 15.76 Nm ³ /h (JP-B)： - Nm ³ /h PCV： - Nm ³ /h ※4	RPV-A： 6.59 Nm ³ /h RPV-B： 6.48 Nm ³ /h PCV： - Nm ³ /h ※4	RPV-A： 8.00 Nm ³ /h RPV-B： 8.13 Nm ³ /h PCV： - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	22.7 m ³ /h	18.68 Nm ³ /h	23.18 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水蒸気量 ※1	A系： 0.00 vol% B系： 0.00 vol%	A系： 0.06 vol% B系： 0.05 vol%	A系： 0.35 vol% B系： 0.35 vol%	
原子炉格納容器 成別能率 ※2 (Xe135) ※2	A系： 指示値 1.45E-03 Baq/cmf 検出限界値 5.06E-04 Baq/cmf B系： 指示値 - Baq/cmf ※6 検出限界値 - Baq/cmf ※6	A系： 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Baq/cmf B系： 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Baq/cmf	A系： 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Baq/cmf B系： 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Baq/cmf	
使用済燃料プール 水温度	22.5 °C	21.5 °C	※5	※5
FPC 排水ノック 水位	4.64 m	3.33 m	3.60 m	38.9 × 100mm

【計測に関する情報】
※1：福島第一原子力発電所の格納容器(DOCON)に設置する。 (水蒸気量の検出はHTRG、排気流量はマイクログラス管による検出が行われる。)
※2：原子炉格納容器内の窒素濃度を測定する。 (水蒸気量の検出はHTRG、排気流量はマイクログラス管による検出が行われる。)
※3：原子炉格納容器内の窒素濃度を測定する。 (水蒸気量の検出はHTRG、排気流量はマイクログラス管による検出が行われる。)
※4：窒素吸入流量
※5：使用済燃料プールの水温度
※6：排気流量

【注記事項】
各計測器については、異常やその他の影響を検出して、適切な検出限界値を設定し、適切な検出限界値を設定している。
測定値が検出限界値を超えている場合は、正しく測定されているとは判断できず、このように検出限界値の設定が不適切な場合がある。検出
アラートの検出限界値を設定するに際し、このように検出限界値の設定が不適切な場合がある。検出アラートの検出限界値を設定するに際し、このように検出限界値の設定が不適切な場合がある。検出アラートの検出限界値を設定するに際し、このように検出限界値の設定が不適切な場合がある。

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2024/02/21 06:35	< 4.8E+00	< 6.6E+00	7.1E+01
2号機サブドレン	2024/02/21 06:40	< 1.0E+01	2.0E+01	1.3E+03
3号機サブドレン	2024/02/21 06:46	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 4.6E+00
4号機サブドレン	2024/02/21 06:51	< 3.4E+00	< 3.4E+00	< 3.7E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
槽内深井戸	—	—	—	—

- ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/02/21 06:51	< 3.4E+00	< 3.4E+00	< 3.7E+00
プロセス主建屋北東	2024/02/21 07:25	< 2.1E+00	< 3.9E+00	< 3.7E+00
プロセス主建屋南東	2024/02/21 07:19	< 4.4E+00	< 5.4E+00	< 3.7E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/02/21 07:02	< 4.6E+00	< 5.4E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2024/02/21 07:08	< 3.9E+00	< 3.9E+00	4.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/02/21 06:57	< 4.2E+00	< 3.9E+00	< 3.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/02/21 07:13	< 4.9E+00	< 5.0E+00	< 4.9E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(6/14)

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/02/21 07:40	6.3E+00	< 4.8E-01	2.9E+00
物揚場排水路	2024/02/21 07:48	< 2.5E+00	< 3.8E-01	< 5.1E-01
K排水路	2024/02/21 06:00	4.4E+00	< 6.0E-01	3.8E+00
BC排水路	2024/02/21 06:00	< 2.5E+00	< 5.0E-01	< 6.3E-01
D排水路	2024/02/21 07:44	< 4.1E+00	< 6.7E-01	< 7.0E-01
5,6号機排水路 ^{*1}	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は15 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ^{※1}	2024/02/21 06:57	2.7E+01	-	-	-	-	-	-	7.4E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不検出 (<:1/4検出) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・0.0E+00とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての値後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)	
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
1,2号機ウエルボイ>ト 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2024/02/21 07:01	8.0E+02	< 2.7E-01	< 3.1E-01	< 4.0E+00	< 1.8E+00	7.5E-01	5.1E+01	-	-
No.2-7	2024/02/21 07:05	4.9E+02	< 2.2E-01	< 2.3E-01	< 3.9E+00	< 2.0E+00	2.5E+00	1.2E+02	4.8E+02	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※3		-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-

不等号 (<:小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

○.01E+0とは、0.01×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、排水器による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値としてのみ直接に測定。

(9/14)

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					塩素 (ppm)	
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)
No.0-1	2024/02/19 06:49	1.3E+02	4.9E+03	< 1.4E+00	< 2.1E+00	< 1.6E+01	< 4.9E+00	< 1.7E+00	5.0E+01	—
No.0-1-2	2024/02/19 06:42	2.4E+02	9.9E+03	< 3.6E-01	< 2.8E-01	< 5.7E+00	< 2.4E+00	1.9E+00	1.1E+02	—
No.0-2	2024/02/19 07:05	3.9E+01	1.9E+02	< 3.6E-01	< 4.4E-01	< 4.0E+00	< 1.5E+00	4.6E-01	2.0E+01	—
No.0-3-1	2024/02/19 06:47	< 1.2E+01	< 1.2E+02	< 2.6E-01	< 3.3E-01	< 3.0E+00	< 8.7E-01	< 3.3E-01	5.5E+00	—
No.0-3-2	2024/02/19 06:50	1.0E+02	9.4E+03	< 2.1E-01	< 2.4E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	9.2E-01	4.2E+01	—
No.0-4	2024/02/19 07:10	2.9E+01	4.8E+03	< 2.4E-01	< 3.6E-01	< 3.6E+00	< 1.6E+00	< 3.8E-01	2.1E+01	—
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 ^{※1}	2024/02/19 07:00	3.1E+01	4.8E+02	—	—	—	—	—	—	7.2E+01
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不検出 (<:d検出) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・O.D.E.H.Oとは、 0.0×10^{-2} であることを意味する。
 ・(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。
 ・H-3以外は別にお知らせ済み。
 ※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、Y値は実値です。全βは参考値としての測値に測定。

(10/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)		
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2	2024/02/19 07:27	1.6E+02	< 1.2E+02	< 2.7E-01	< 2.3E-01	< 2.7E+00	< 1.1E+00	< 2.6E-01	8.6E+00	—	—	—
No.2-2	2024/02/19 07:47	2.0E+02	< 1.2E+02	< 1.2E+00	< 1.3E+00	< 1.6E+01	< 5.6E+00	< 2.3E+00	6.0E+01	—	—	—
No.2-3	2024/02/19 07:51	3.0E+04	4.0E+03	< 2.9E-01	< 3.0E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	< 5.4E-01	1.5E+01	—	—	—
No.2-5 ^{※2}	2024/02/19 07:55	2.0E+06	6.3E+02	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-7	2024/02/19 07:23	3.0E+02	1.6E+03	< 2.4E-01	< 2.3E-01	< 2.5E+00	< 9.5E-01	< 3.3E-01	1.4E+01	—	—	4.8E+02
No.2-8	2024/02/19 07:19	4.4E+03	5.2E+02	< 2.5E-01	< 3.8E-01	< 4.9E+00	< 2.1E+00	2.1E+00	7.9E+01	—	—	—
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ^{※2}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不検出 (<:小送り) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E+0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

・H-3以外は限にお知らせ済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、採取器による採取であるため、Y判定は実施せず。全印は参考値としての数値に測定。

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/21 07:55	< 1.2E+01	< 3.6E-01	< 2.6E-01
1F 物揚場前	2024/02/21 07:35	< 1.2E+01	< 3.5E-01	2.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/02/21 07:30	< 1.2E+01	< 4.3E-01	7.6E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2024/02/21 07:11	< 1.2E+01	< 2.8E-01	2.5E+00
1F 港湾口	2024/02/21 06:51	< 1.2E+01	< 3.5E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2024/02/21 06:45	1.6E+01	< 3.4E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内東側	2024/02/21 06:48	< 1.2E+01	< 3.0E-01	< 2.5E-01
1F 港湾内西側	2024/02/21 06:43	1.6E+01	< 3.4E-01	< 2.5E-01
1F 港湾内北側	2024/02/21 06:40	1.6E+01	< 3.5E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内南側	2024/02/21 06:54	< 1.2E+01	< 3.2E-01	< 3.1E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12 / 14)

2024年2月22日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/02/21 07:15	—	< 7.1E-01	< 8.2E-01
1F 開放水口付近 (T-2)	2024/02/21 07:00	1.2E+01	< 7.1E-01	< 5.1E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日誌)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2024年2月22日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/01/24 07:25	9.6E+00	< 3.7E-01	< 9.1E-01	< 8.2E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2024/01/24 07:16	7.7E+00	< 3.7E-01	< 8.4E-01	< 9.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2024/01/24 07:31	1.2E+01	< 3.7E-01	< 3.1E-01	< 3.0E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2024/01/24 07:52	1.7E+01	< 3.4E-01	< 3.0E-01	< 3.7E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2024/01/24 08:07	< 1.1E+01	< 3.2E-01	< 2.8E-01	< 3.2E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2024/01/24 08:14	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.6E-01	< 3.2E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2024/01/24 08:30	1.3E+01	< 3.3E-01	< 3.5E-01	< 3.2E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2024/01/24 07:43	—	< 3.7E-01	< 3.8E-01	< 3.0E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2024/01/24 08:00	—	< 3.7E-01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2024/01/24 08:20	—	< 3.7E-01	< 3.0E-01	< 3.2E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・T-0-1, T-0-1A, T-0-3A, T-0-3のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(14 / 14)

2024年2月22日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2024/02/21 08:23	3.3E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2024/02/21 08:28	4.2E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・ 不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $○.○E±○$ とは、 $○.○×10^{±○}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は $3.1×10^1$ で31, $3.1E+00$ は $3.1×10^0$ で3.1, $3.1E-01$ は $3.1×10^{-1}$ で0.31と読む。

※ 2023年8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時 10分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25372報)

2024年 2月 22日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25367報他にてお知らせした、増設雑固体廃棄物焼却建屋での火災報知器の発報について、その後の状況をお知らせします。 12時03分に安全を確保したうえで増設雑固体廃棄物焼却建屋3階の防火シャッターを開け、当社社員により廃棄物貯留ピットの状況を確認しました。目視確認の結果では、水蒸気の量は多かったものの、廃棄物貯留ピット内には炎は確認されておらず、廃棄物貯留ピット近傍の温度についても約30℃程度であったことを確認しております。 ※なお公設消防も13時34分に同様の状況を確認しています。 現場の詳細を確認するためには、廃棄物貯留ピット内の水蒸気を排気し、視認性を高める必要があることから、今後、火災報知器の作動により停止していた排気設備を復旧する予定です。 廃棄物貯留ピット内の水蒸気の排気を確認できた後、改めて現場確認を行う予定です。 【公表区分：C続】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告す

る。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

23 時 50 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 7 3 報)

2024年 2月 22日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 6 7 報他にてお知らせした, 増設雑固体廃棄物焼却建屋での火災報知器の発報について, その後の状況をお知らせします。 火災報知器の作動によって停止していた排気設備の復旧は, 1 6 時 0 8 分より開始し, 2 0 時 0 9 分に復旧作業を終了しました。 その後, 廃棄物貯留ピットに滞留していた水蒸気の排気を継続的に実施しましたが, 視認性が確保できる状況まで水蒸気の滞留が解消に至らなかったことから, より安全を考慮しピット内に注水を実施することとしました。 今後, 準備が整い次第ピット内に注水を実施します。 なお, 廃棄物貯留ピット内に炎は確認されておらず, また, 廃棄物貯留ピット近傍の温度に上昇は確認されておりません。当社としては, 火災ではないと考えております。 また, 周辺モニタリングポスト等への影響は確認されておりません。 【公表区分: C 続】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有リ・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事

象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。